



＜平成26年10月1日発行＞

平成26年度（第65回）全国労働衛生週間

平成26年10月1日～7日（準備月間：9月1日～30日）

「スローガン」 みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理

昭和25年の第1回目以降、今年で第65回目を迎える全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して、労働者の健康を確保することを目的に毎年実施されています。また、本年度は、平成29年度までの5ヶ年を計画期間とする「第12次労働災害防止計画」の実施の2年目でもあり、メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症予防対策、受動喫煙防止対策など重点的な健康確保・職業性疾病対策の目標の達成をはじめとした一層の健康確保対策等の推進に向け労働者の健康障害の防止、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進等に着実に取り組み、健康を確保していくことが求められています。

主な取組事項・支援体制

健康診断の実施の徹底、健診結果に基づく保健指導など、労働者の健康管理を進めてください。



※各年の業務上疾病発生状況、定期健康診断結果報告などに関する統計結果を公表しています。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/index.html>

メンタルヘルス対策

職場におけるメンタルヘルス対策に関する指針などを掲載しています。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>

こころの耳

厚生労働省では、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を開設し、職場におけるメンタルヘルス対策の促進を図っています。
<http://kokoro.mhlw.go.jp/>



産業保健総合支援センター・地域窓口

- 産業保健総合支援センター
産業医などの産業保健スタッフへの専門的相談、研修などを実施しています。
<http://www.rofuku.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>
- 産業保健総合支援センターの地域窓口
労働者数が50人未満の小規模事業場で働く人などを対象に、健康相談の実施などの産業保健サービスを提供しています。

第8次粉じん障害防止総合対策

平成25年度～29年度までの5年間、第8次粉じん障害防止総合対策を推進します。
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/qvousei/anzen/D309-1.html>

受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援するために、喫煙室の設置に必要な経費の助成などの支援事業を行っています。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/>

腰痛予防対策

休業4日以上の職業性疾病のうち、6割を占める職場での腰痛。社会福祉施設での腰痛発生件数が大幅に増加しているため、昨年度に指針を改定し、適用範囲を福祉・医療分野などに広げるとともに、腰に負担の少ない介護介助法を加えました。また、指針に基づく腰痛予防講習会を実施しています。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuushishin.html>
http://www.iisha.or.jp/seminar/health/h3700_youtsu.html

熱中症予防対策

9月も気温が高いと予想されるため、通知（平成26年5月29日付 基安発0529第1号）に基づいた職場での熱中症対策を推進してください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000047141.html>

化学物質管理

事業場における適正な化学物質管理の実施を促進するため、SDS（安全データシート）をリスクアセスメントにどのように活用するの等に関する、事業者からの相談窓口を開設しました。
TEL：03-6231-0133
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei03.html>

第12次労働災害防止計画

厚生労働省では、産業構造や社会情勢の変化などに対応し、労働者の安全と健康を確保するため、平成25年～29年の5年間を対象とする「第12次労働災害防止計画」を実施しています。全体目標として、平成29年までに、労働災害による死亡者数、死傷者数（休業4日以上）とも15%（平成24年比）以上減少させることを掲げました。また、「重点とする健康確保・職業性疾病対策」として、メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症予防対策、受動喫煙防止対策を掲げ、個別に期間中の目標を設定しています。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei21/index.html

第65回 全国労働衛生週間

10月1日～7日（準備期間：9月1日～30日）

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に毎年実施しています。

10月1日～7日を本週間、9月1日～30日を準備期間として、それぞれの職場での安全衛生についての見回りやスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組を展開します。

＜スローガン＞

みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理

平成26年度のスローガンは、近年、過重労働による健康障害やメンタルヘルス不調などの健康問題が重要な課題となっていること、また労働者の健康確保の観点から健康診断の実施の徹底、健診結果に基づく事後措置などの適切な実施が重要となっていることから、労働者自身や管理監督者、産業保健スタッフが一丸となって健康管理を進め、労働者の健康が確保された職場の実現を目指すことを表しています。513点の応募作品の中から決定しました。

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

日ごろの労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図りましょう。

- | | |
|---|--|
| ア 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進 | セ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底 |
| イ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進 | ソ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進 |
| ウ 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化 | タ 化学物質の管理の推進 |
| エ 作業環境管理の推進 | チ 石綿障害予防対策の徹底 |
| オ 作業管理の推進 | ツ 酸素欠乏症等の防止対策の推進 |
| カ 健康管理の推進 | テ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施のための体制の整備・充実 |
| キ 労働衛生教育の推進 | ト 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進 |
| ク 職場における受動喫煙防止対策の推進 | ナ 職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取組みの促進 |
| ケ 粉じん障害防止対策の徹底 | ニ 職場におけるエイズ問題に関する理解と取組みの促進 |
| コ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進 | ヌ 職場における風しん対策ガイドラインに基づく取組みの促進 |
| サ 熱中症予防対策の徹底 | ネ 東日本大震災に伴う復旧工事における労働衛生対策の推進 |
| シ 電離放射線障害防止対策の徹底 | |
| ス 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底 | |

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会
協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

産業医について

～その役割を知ってもらうために～

神奈川県労働局・各労働基準監督署

●事業者の皆様へ

事業者が、職場において労働者の健康管理等を効果的に行うためには、医学に関する専門的な知識が不可欠なことから、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場においては、事業者は産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わせなければならないこととなっています。

「常時 50 人以上の労働者を使用する事業場」とは、日雇い労働者、パートタイマー等の臨時的労働者数の数を含め、常態として使用する労働者の数が 50 人以上の事業場をいい、派遣労働者の数も含まれます。

産業医を選任することで・・・

- ・労働者の健康管理に役立ちます
 - ・衛生教育などを通じ職場の健康意識が向上します。
 - ・職場における作業環境の管理などについて助言が受けられます。
- ⇒ 健康で活力ある職場づくりに大きく役立ちます。

① 産業医の選任

事業者は、事業場の規模に応じて、以下の人数の産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わせなければなりません。

(1) 労働者数 50 人以上 3,000 人以下の規模の事業場・・・ 1 名以上選任

(2) 労働者数 3,001 人以上の規模の事業場…………… 2 名以上選任

また、常時 1,000 人以上の労働者を使用する事業場と、労働安全衛生規則第 13 条第 1 項第 2 号に掲げる業務 (※裏面参照) に常時 500 人以上の労働者を従事させる事業場では、その事業場に専属の産業医を選任しなければなりません。

このリーフレットに関するご質問は、神奈川県労働局健康課 (045-211-7353) 又は最寄りの労働基準監督署までお問い合わせ下さい。



② 産業医の要件

産業医は、医師であって、次のいずれかの要件を備えた者から選任しなければなりません。

- (1) 厚生労働大臣の指定する者(日本医師会、産業医科大学)が行う研修を修了した者
- (2) 産業医の養成課程を設置している産業医科大学その他の大学で、厚生労働大臣が指定するものにおいて当該過程を修めて卒業し、その大学が行う実習を履修した者
- (3) 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験区分が保健衛生である者
- (4) 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授、常勤講師又はこれらの経験者

③ 産業医の職務

産業医は、以下のような職務を行うこととされています。

- (1) 健康診断、面接指導等の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置、作業環境の維持管理、作業の管理等労働者の健康管理に関すること。
- (2) 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- (3) 労働衛生教育に関すること。
- (4) 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
- (5) 衛生委員会の委員となること。(産業医が2名以上選任されている場合は事業者が指名した者)

産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができます。また、産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないこととなっています。


④ 労働者数 50 人未満の事業場については、

産業医の選任義務はありませんが、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師等に、労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければならないこととされています。このため、厚生労働省では地域産業保健センターを各地に設置し小規模事業場の支援を行っています。

※ 労働安全衛生規則第 13 条第 1 項第 2 号に掲げる業務

- イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ホ 異常気圧下における業務
- ヘ さく岩機、鋸打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
- ト 重量物の取扱い等重激な業務
- チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- リ 坑内における業務
- ス 深夜業を含む業務
- ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
- ワ 病原体によって汚染のおそれ著しい業務
- カ その他厚生労働大臣が定める業務

(平成 26 年 3 月)

 独立行政法人 労働者健康福祉機構

神奈川産業保健総合支援センター

〒221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町 3-29-1 第6安田ビル3階

電話：045-410-1160 FAX：045-410-1161

URL：<http://www.sanpo-kanagawa.jp>

ご利用いただける日時

● 休日を除く毎日 / 午前 8 時 15 分～午後 5 時 15 分

休日 ● 毎土・日曜日及び祝日 ● 年末年始

● 事業内容その他の詳細につきましては、当センターまでお問い合わせ下さい。